

調剤報酬点数表

◀調剤技術料▶

【調剤基本料】

- 調剤基本料 29点
- 分割調剤時（2回目以降） 5点
- 後発医薬品分割調剤時（2回目に限り） 5点
- 異なる医療機関の処方せんを同時にまとめて複数受付した場合、2回目以降の受付分について調剤基本料を 100分の80に相当する点数に変更
- 連携強化加算 5点
- 医療DX推進体制整備加算 4点（月1回に限り）
- 在宅薬学総合体制加算1 15点（受付1回につき）
- 在宅薬学総合体制加算2 50点（受付1回につき）

【薬剤調整料】

- 内服薬 24点（1剤につき3剤分まで）
- 内服用適剤 10点（1調剤につき）
- 屯服薬 21点
- 注射薬 26点
- 外用薬 10点（1調剤につき3調剤分まで）
- 麻薬加算 70点（1調剤につき）
- 向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算 8点（1調剤につき）
- 受付時間加算（時間外）調剤基本料及び調剤料の 100分の100に相当する点数を加算
- 受付時間加算（休日）調剤基本料及び調剤料の 100分の140に相当する点数を加算
- 受付時間加算（深夜）調剤基本料及び調剤料の 100分の200に相当する点数を加算
- 夜間・休日等加算 40点（処方箋受付1回につき）
 - ・平日：午後7時～午前8時
- 自家製剤加算（1調剤につき）
 - ・内服（錠剤） 20点（7日分につき）
※予製剤または錠剤を分割した場合は100分の20に相当する点数を算定
 - ・液剤 45点
 - ・屯服（錠剤） 90点
 - ・内服・屯服（液剤） 45点
 - ・外用（軟膏剤） 90点
 - ・外用（点耳・点鼻・点眼剤） 75点
 - ・外用（液剤） 45点
- 計量混合加算
 - ・液剤 35点
 - ・散剤 45点
 - ・軟・硬膏剤 80点

【調剤管理料】

- 内服薬（1剤につき3剤まで）
 - ・7日分以下 4点
 - ・8日分以上14日以下 28点
 - ・15日分以上28日以下 50点
 - ・29日分以上 60点
 - ・内服薬以外 4点
- 重複投与・相互作用等防止加算
 - 1：残薬調整以外の場合 40点
 - 2：残薬調整の場合 20点
- 調剤管理加算 3点（初来局時） 3点（2回目以降処方変更追加あり）
※複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者

- 医療情報取得加算1 3点（月に1回まで）
- 医療情報取得加算2 1点（マイナ保険証による薬剤情報取得）

◀薬剤料▶（月4回まで）

- 使用薬剤の薬価は、厚生労働大臣が定めている値段となります。

◀特定保険医療材料▶

- 使用した特定保険医療材料の材料価格は、厚生労働大臣が定めている値段となります。

◀服薬管理指導料▶

- 服薬管理指導料 45点（3月以内再来）
- 服薬管理指導料 59点（3月以内再来以外）
- 服薬管理指導料 45点（ワライン服薬指導3月以内再来）
- 服薬管理指導料 59点（ワライン服薬指導3月以内再来以外）
- 服薬管理指導料 [特養入所者] 45点
- 服薬管理指導料 [手帳持参なし] 59点
- かかりつけ薬剤師指導料 76点（処方箋受付1回につき）
- かかりつけ薬剤師包括管理料 291点（処方箋受付1回につき）
- 麻薬管理指導加算 22点
- 特定薬剤管理指導加算1イ 10点（新規）
- 特定薬剤管理指導加算1ロ 5点（変更等）
- 特定薬剤管理指導加算2（月1回に限り） 100点
- 特定薬剤管理指導加算3イ（安全管理等） 5点
- 特定薬剤管理指導加算3ロ（選定療養） 5点
- 乳幼児服薬指導加算（6歳未満） 12点
- 小児特定加算（医療的ケア児18歳未満） 350点
- 吸入薬指導加算（3月に1回に限り） 30点
- 調剤後薬剤管理指導料1（糖尿病患者）（月1回に限り） 60点
- 調剤後薬剤管理指導料2（慢性腎不全患者）（月1回に限り） 60点
- 薬剤服用管理指導料[手帳の活用実績が少ない場合] 13点
- 外来服薬支援料1（月1回まで） 185点
- 外来服薬支援料2・一包化支援 内服薬のみ7日分につき 34点
43日分以上 240点
 - ・施設連携加算（月1回に限り） 50点
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料（月4回まで）
 - 1：単一建物診療患者が1人の場合 650点
 - 2：単一建物診療患者が2人～9人の場合 320点
 - 3：単一建物診療患者が10人以上 290点
 - 4：在宅患者緊急ワライン薬剤管理指導料 59点
（乳幼児加算 6歳未満） 100点
- 麻薬管理指導加算（在宅） 100点
- 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 250点（ワライン不可）
- 在宅中心静脈栄養法加算 150点（ワライン不可）
- 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
 - ・1イ：処方箋受付後・残薬調整以外の場合 40点
 - ・1ロ：処方箋受付後・残薬調整の場合 20点
 - ・2イ：処方箋受付前・残薬調整以外の場合 40点
 - ・2ロ：処方箋受付前・残薬調整の場合 20点
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 500点（月4回まで）
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 200点（月4回まで）
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
 - ・夜間訪問加算 400点
 - ・休日訪問加算 600点
 - ・深夜訪問加算 1000点
- 在宅緊急時等共同指導料 700点（月2回まで）
- 退院時共同指導料 600点（入院中1回まで）
- 服用薬剤調整支援料1 125点（月1回まで）

- 服用薬剤調整支援料2 (3月に1回まで)
 - イ：施設基準を満たす保険薬局において行った場合 110点
 - ロ：イ以外の場合 90点
- 経管投薬支援料(初回に限り) 100点
- 服薬情報等提供料1 30点 (月1回まで)
- 服薬情報等提供料2イ 20点 (医療機関) (月1回まで)
- 服薬情報等提供料2ロ 20点 (リフィル処方箋) (月1回まで)
- 服薬情報等提供料2ハ 20点 (介護支援専門員) (月1回まで)
- 服薬情報等提供料3 50点 (3月に1回まで)
- 在宅ワライン服薬指導料 59点 (月4回まで)

記載点数について1点は10円となります。

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。